

令和5年度  
北陸地方整備局 総合評価審査委員会

令和6年度 実施計画（案）

工事関係	P 1 ~	P 9
業務関係	P 10 ~	P 18

令和6年3月18日  
北陸地方整備局

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

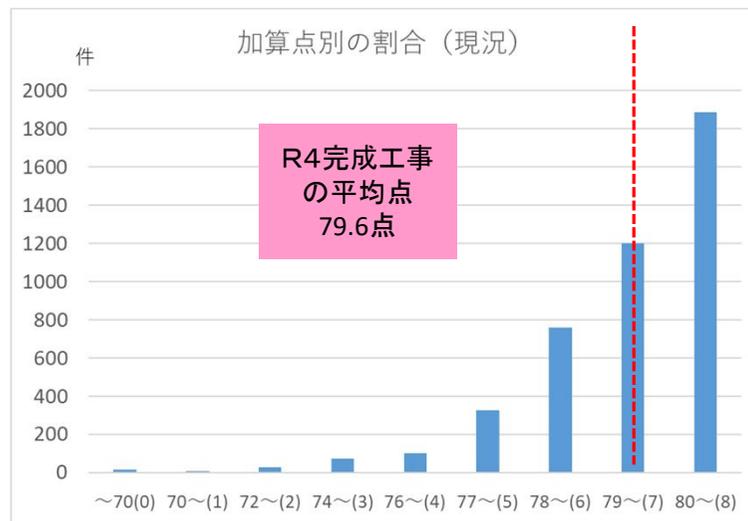
## 1. 評価基準の見直し：工事成績評定点（技術者）

- 北陸地方整備局における平成29年度から令和4年度に完成した全ての工事の評定点について、R5年度の総合評価の評価基準への分布を確認すると、**加算点8点、7点**で全体の**7割近く**を占めている。
- より良い工事実績を持っている技術者を、より優位に評価するため評価基準（区分）を見直す。

### 【現状】

工事成績（配置予定技術者の施工能力）

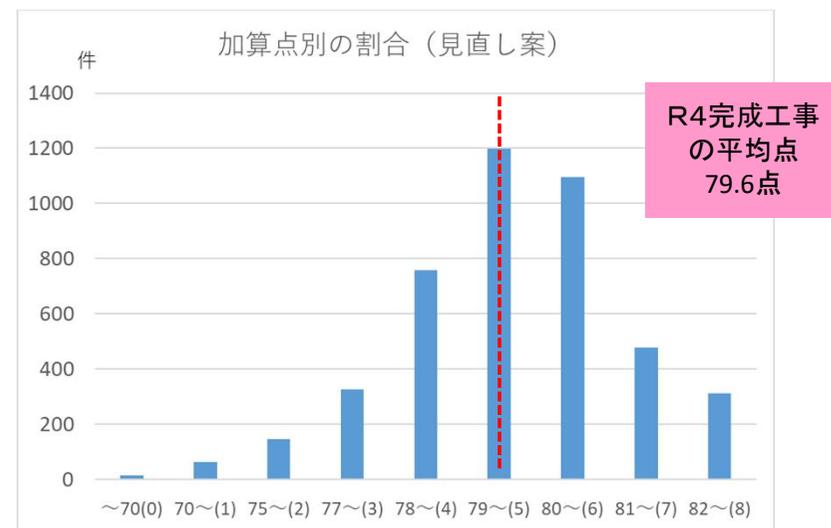
評価基準	加算点	工事件数	シェア率
80点以上	8	1887	43%
79点以上80点未満	7	1199	27%
78点以上79点未満	6	759	17%
77点以上78点未満	5	327	7%
76点以上77点未満	4	100	2%
74点以上76点未満	3	74	2%
72点以上74点未満	2	26	1%
70点以上72点未満	1	8	0%
70点未満	0	14	0%
		4394	



### 【見直し案】

工事成績（配置予定技術者の施工能力）

評価基準	加算点	工事件数	シェア率
82点以上	8	313	7%
81点以上82点未満	7	478	11%
80点以上81点未満	6	1096	25%
79点以上80点未満	5	1199	27%
78点以上79点未満	4	759	17%
77点以上78点未満	3	327	7%
75点以上77点未満	2	146	3%
70点以上75点未満	1	62	1%
70点未満	0	14	0%
		4394	



# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 2. 各種試行工事の見直し、追加：①ワークライフバランス（評価基準の一部追加）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
- また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事に**対象拡大**。
- 令和6年4月からは、さらに**仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていること**を、評価することとする。
- また、**WTO対象工事**に限って、**地元（施工県）在住の監理（主任）技術者の配置**をもって、評価することとする。

### ①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

#### 【現況】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点



#### 【変更案】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）  <b>又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5力年度に取得実績を有すること。</b>	1点

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 2. 各種試行工事の見直し、追加：①ワークライフバランス（評価基準の一部追加）

### ②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事 【変更案】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業  ※①+②の最大2点を加 点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。（契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。）	1点

- ・WTO対象工事は、その規模の大きさや技術力を要する工事であるため、全国展開する者の競争参加が見込まれる。
- ・WTO対象工事において、施工県に在住する技術者の配置を求めることより、技術者の地域での活躍を促したい。

### 【配点項目の変更案】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点を2点にするため、段階選抜は企業能力等の工事成績から1点、段階選抜以外は技術提案の評価から1点を移動する。

評価項目	S型WTO		評価項目	S型WTO		変更前	変更後
	段階選抜	段階選抜以外		段階選抜	段階選抜以外		
企業の能力等	同種工事の実績	8点	同種工事の実績	8点		6	5
	工事成績	6点	工事成績	5点			
	ワーク・ライフ・バランス	1点	ワーク・ライフ・バランス	2点	2点		
技術者の能力等	同種工事の施工経験	6点	同種工事の施工経験	6点		3	2
	同種工事の施工経験の立場	3点	同種工事の施工経験の立場	3点			
	工事成績	6点	工事成績	6点		0	0
技術提案		30点	30点	58点			

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 2. 各種試行工事の見直し、追加：②受注機会促進型（新規）

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。  
⇒ 3年後を目処に効果検証を実施。

### 本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
	...	...
	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	施工計画	10点

（受注機会促進型）

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	<b>手持ち工事量</b>	<b>8点</b>
	...	...
	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	施工計画	10点

受注機会の拡大を促す

### 受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

#### 手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事・業務関係】

## 3. 令和6年能登半島地震に係る賃上げ企業優遇措置への取扱い

○令和6年3月13日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、以下のとおり賃上げ企業優遇措置への取扱いを運用する。

### 【賃上げ企業の減点免除措置】

- ・災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業については、賃上げ企業の減点免除の対象とする。ただし、主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がある。

### 【北陸地方整備局における調達】

- ・新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内における発注、及び競争参加資格における地域要件の対象地域が新潟県内、富山県内、石川県内又は福井県内を含んで設定する場合は、当面の間、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目は設けないこととする（令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する案件より適用）。

### 【北陸地方整備局管内図】



### 【賃上げ項目の設定をしない案件】

- 新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内に所在する事務所の発注案件。  
（本局発注の場合は、工事施工箇所や業務対象箇所が上記4県内を含むかで判断する）
- 上記4県内以外に所在する事務所で、地域要件に新潟県、富山県、石川県又は福井県を含んで設定する発注案件。

### 【（参考）賃上げ項目を設定する例】

#### <長野県内に係る発注>

- 千曲川河川事務所又は北陸地方整備局が発注する案件  
地域要件「長野県内」  
（工事：一般土木C）  
（業務：簡易特別型・業務能力評価型）

→ 賃上げ項目は設ける

#### 地域要件「指定なし」

（工事：一般土木A）

→ 賃上げ項目は設ける

上記以外は賃上げ項目を設定しない

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事・業務関係】

## 賃上げ企業優遇措置（令和4年度から）

参考

### 【適用対象・概要】

- 事業年度又は暦年単位で従業員に対する目標値（大企業3%、中小企業等1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。
- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達

### 【加点措置概要】

- ① 加点を希望する入札参加者は、従業員に対して賃上げを表明した「表明書」を提出。
- ② 加点割合は5%以上
- ③ 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年年度の終了後、決算書等で達成状況を確認。
- ④ 未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点

- ✓ 賃上げの基準に達していない場合、財務省へ報告
- ✓ 財務省から全国へ情報共有



発注者

### 総合評価落札方式（〇〇工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	3.8	0	3.8	
B者	3.7	0	3.7	
C者	3.8	3	4.1	落札者

【当該年度】



発注者



達成状況確認

③

提出

【翌年度】

<未達成の場合>

### 総合評価落札方式（△△工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	3.8	0	3.8	落札者
B者	3.7	0	3.7	
C者	3.8	-4	3.4	

1年間、当該入札の加算点より大きな割合の減点

### 【施工能力評価型II型の例（従来の加算点4.0点）】

加算点の合計の5%以上となるよう賃上げ加算点を設定  
⇒ 5%以上とするためには、3点（3点 / (4.0点 + 3点)）が必要。

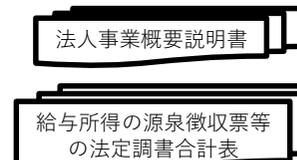
従来の加算点は今までどおり整理し、その後賃上げ加算点を加算する。



提出

表明書

①



【施工能力評価型I型の例（従来の加算点5.0点）】  
賃上げ加算点 = 3点（3点 / (5.0点 + 3点)）が必要。

加算点より大きな減点 ⇒ 4点減点

※当該入札の加算点より大きな割合で減点



# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 4. 各種試行工事の実施方針：令和3～5年度実施件数と令和6年度実施方針

### 【特定専門工事審査型の休止】

・難易度が高い専門工事（杭基礎工）や工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすこととなる工事において円滑かつ確実な施工を図るため、工事実績のある専門工事業の下請け活用を評価する「特定専門工事審査型」について、全国試行として位置付けられているが、適用可能工事が無いことより、令和6年度以降は休止。ただし、必要に応じて試行再開。

### 【競争参加資格要件の緩和の本運用】

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型を対象に、工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験を緩和することができる「競争参加資格要件の緩和」について、一般的に実施していることより、令和6年度以降は本運用。

各種試行	令和3年度 実施件数	令和4年度 実施件数	令和5年度 実施件数	令和6年度 実施方針	備考
自治体実績評価型	5	4	4	継続	
企業能力評価型	—	—	0	継続	
地元企業活用審査型	17	15	3	継続	
<b>特定専門工事審査型</b>	0	0	0	<b>休止</b>	<b>適用可能工事無し</b>
登録基幹技能者の配置	65	62	5	継続	
次代担い手（若手・女性技術者）活躍型	10	12	3	継続	
一括審査方式（R5～適用範囲の変更）	58	46	17（うちⅡ型：11）	継続	
一括審査方式における複数名申請	—	1	0	継続	R5:適用可能工事無し
段階選抜方式（技術提案1事項）	1	1	1	継続	
段階選抜方式（大規模事業での見直し）	—	0	0	継続	
専任指導者契約後設置	—	5	1	継続	
資料等に関する質問回答の拡充	—	2	0	継続	
労務費見積活用宣言	—	2	1	継続	
参加者確認型契約方式	5	3	2	継続	
フレームワークモデル工事	4	0	0	継続	
<b>競争参加資格要件の緩和</b>	114	117	52	<b>本運用</b>	<b>試行の一般化</b>

各種試行  
総合評価落札方式の  
多様な入札契約制度の各種試行

\* R5年度は、令和5年4月～12月末までの契約件数。  
(一部予定含む) 7

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 4. 各種試行工事の実施方針：特定専門工事審査型

令和6年度以降：休止

### 【試行概要】

- ・難易度が高い専門工事（杭基礎工）や工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすこととなる工事において円滑かつ確実な施工を図るため、工事实績のある専門工事業の下請け活用を評価する試行。

### 【対象工事】

杭基礎工を含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事  
場所打ち杭の杭長が長い（長さが概ね40m以上を対象）

### 【評価項目】

特定専門工事業者の施工実績で評価

工事名	総合評価タイプ	専門工事の内容	施工実績の配点
〇〇橋下部工事	施工能力評価型Ⅰ型	(橋台1基) φ1500 L=41.0m N=9本	杭長35m以上：1点 杭長35m未満：0点

# 令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

## 4. 各種試行工事の実施方針：競争参加資格要件の緩和

令和6年度以降：本運用

### 【試行概要】

- ・ 工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の同種工事实績や経験に対し、要件の緩和を認めることができる。
- ・ 要件緩和を行った工事は、企業の施工能力等と配置予定技術者の施工能力等の評価において、要件緩和に応じた同種性の評価基準を設定。

### 【例】掘削20,000m<sup>3</sup>の工事において同種性を求めた場合

	企業の施工能力等 (同種工事の施工実績)		配置予定技術者の施工能力等 (同種工事の施工経験)	
	通常	要件緩和の場合	通常	要件緩和の場合
より同種性が高い施工実績 (S)	20,000m <sup>3</sup> 以上の実績	同左	20,000m <sup>3</sup> 以上の実績	同左
同種性が高い施工実績 (A)	15,000m <sup>3</sup> 以上 20,000m <sup>3</sup> 未満の実績	同左	15,000m <sup>3</sup> 以上 20,000m <sup>3</sup> 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)
同種性が認められる施工実績 (B)	10,000m <sup>3</sup> 以上 15,000m <sup>3</sup> 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)	10,000m <sup>3</sup> 以上 15,000m <sup>3</sup> 未満の実績	公共工事の実績 (同種性は問わない)

注1：要件緩和された施工実績を持っていれば欠格とはならない。

注2：要件緩和を適用した場合は、専任指導者制度は対象外とする。

注3：公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

- 北陸地方整備局では、働き方改革（受注者の負担軽減）、地域企業の育成、次代担い手（女性・若手技術者）の確保・育成の観点より、多様な評価方法による試行を実施。
- 令和6年度は2つの試行方式で一部見直しを行う。

## 北陸地方整備局の試行一覧

試行(取組)名称	試行(取組)の概要	適用業務	実施状況			R6適用
			R3	R4	R5	
総合評価落札方式(簡易特別型) 【H22～試行】	地域防災の担い手確保を目的として、地元企業の受注機会を創出するため、予定価格2,000万円程度までの定常的、又簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有する」とする試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)のうち予定価格2,000万円程度までの定常的、又簡易な業務、土木コン・測量・地質	63	51	50	継続
総合評価落札方式(自主的照査併用型) 【H25～試行】 ※R6d一部見直し	経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を配置し照査することにより、若手技術者の育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)、土木コン(詳細設計)	2	1	2	継続 (一部見直し)
ダイバーシティ推進型業務委託 【H29～試行】	女性・若手技術者を含む多様性を加味した技術者を配置することにより、女性・若手技術者の育成と業務成果の品質を図る試行を実施。	プロポーザル方式、土木コン	2	4	2	継続
総合評価落札方式(一括審査方式) 【H30～試行】 ※R6d一部見直し	内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針)を同一のものとする事ができる試行を実施。	総合評価落札方式(1:1、簡易特別型)、プロポーザル方式	11	14	31	継続 (一部見直し)
業務能力評価型 【R5～試行】	対外調整(定型的な関係機関への手続きを除く)が不要など、技術提案書【実施方針】を求めなくても、受注する企業・技術者の評価のみで業務成果の品質が確保される業務を対象に、技術提案書【実施方針】の提出を省略する試行を実施。	予定価格2,000万円程度までの定常的、又簡易な業務、土木コン・測量・地質	—	—	1 (14)	継続

※R5年度件数はR5.12月末時点で契約済み業務の件数。

なお、業務能力評価型の( )書き件数は、R5補正、R6早々期・早期発注にて予定している件数。

## 総合評価落札方式(簡易特別型)

平成22年度～

- 【目的】
1. 土木コンサルタント業務においては、地元企業の受注が少ない状況  
⇒ 地元企業の受注実績は、全体件数の約1/3程度
  2. 総合評価方式をより広く普及し、地元企業の受注機会を確保するため、入札契約手続きを簡略化した「簡易特別型」総合評価落札方式の試行を推進  
(H22～試行、H24～測量・地質業務拡充、H25～評価点の一部変更、H30～対象業務2千万円に拡大)

### 【試行内容】

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会の創出が期待できる。

#### ■対象業務:

予定価格2千万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は簡易な業務(県内に本店を有する企業で競争性が保てる業務)

#### ■参加要件:

〇〇県内(又は北陸地方整備局管内)に本店を有すること

#### ■技術評価点:

地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)の評価に重点を置いている

- ①指名段階、入札段階の予定管理技術者の地域精通度を高めに配点
- ②指名段階の参加表明者、予定管理技術者の業務成績を低めに配点
- ③入札段階の予定管理技術者の同種・類似実績は評価しない

### 技術評価点の配点内訳

	評価項目	簡易型	簡易(特別)型		
			配点	100点換算	
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-	-
		過去4年間の業務成績	30	5	12.5
		過去2年間の業務表彰	5	-	-
	予定管理技術者	技術者資格	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	5	12.5
		過去4年間の業務成績	30	10	25
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
配点合計		100	40	100	
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5	10
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	-	-
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	10	20
		過去4年間の業務成績	20	10	20
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
	実施方針	業務の実施方針 地域の実情を把握した提案	40	20	40
	業務量把握の妥当性	10	5	10	
配点合計		100	50	100	

# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

## 総合評価落札方式(自主的照査併用型)

平成25年度～  
※令和6年度一部見直し

### 【目的】

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行

### 【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。  
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

### 【試行内容】

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に建設シニア等のベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

### ■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち発注者が指定した設計業務  
※各事務所1件以上(総合事務所においては治水・道路毎に1件以上)試行

### ■自主的照査技術者を配置する場合の条件

・予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下  
・予定管理技術者(若手技術者)より経験・資格が上位の技術者  
・自主的照査は、通常の照査とは別に実施(費用は計上しない)

### ■技術評価点

・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分  
・実施方針の目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分

### 技術評価点の配点内訳

		評価項目	簡易型	自主的照査併用型
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	—
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去2年間の業務表彰	5	5
	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	—
		若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)	—	10
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去4年間の業務表彰	5	5
		配点合計	100	100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	10
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	—
		若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)	—	10
		過去4年間の業務成績	20	20
	実施方針	過去4年間の業務表彰	5	5
		業務の実施方針 地域の実情を把握した提案	40	30
		業務量把握の妥当性	10	10
		照査項目の提案	—	10
				配点合計

## ダイバーシティ推進型業務委託

平成29年度～

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性（経験年数、価値観等）が有効な場合があります。また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手（女性・若手技術者）を積極的に配置がすることが必要です。これらを踏まえ、次代担い手（女性・若手技術者）を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る業務委託を試行しています。（配置予定技術者の構成に応じて評価）

＜対象業務＞ H29～

プロポーザル方式により発注する概ね予定価格2,000万円程度以下の「計画・検討系業務」等を対象とする。

※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）試行する。

【拡大】R2～

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。  
※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）試行

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者（登録順位の上位2名までが対象）の構成により、実施方針の「その他（地域の実情にあった提案）」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（30歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（35歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。

### 「多様性5点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)30歳	担当(男性)30歳	担当(男性)30歳

### 「多様性2点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)35歳	担当(男性)35歳	担当(男性)35歳

※年齢評価の考え方

当初設定する履行期限（工期の末日）時点の年齢で評価する。

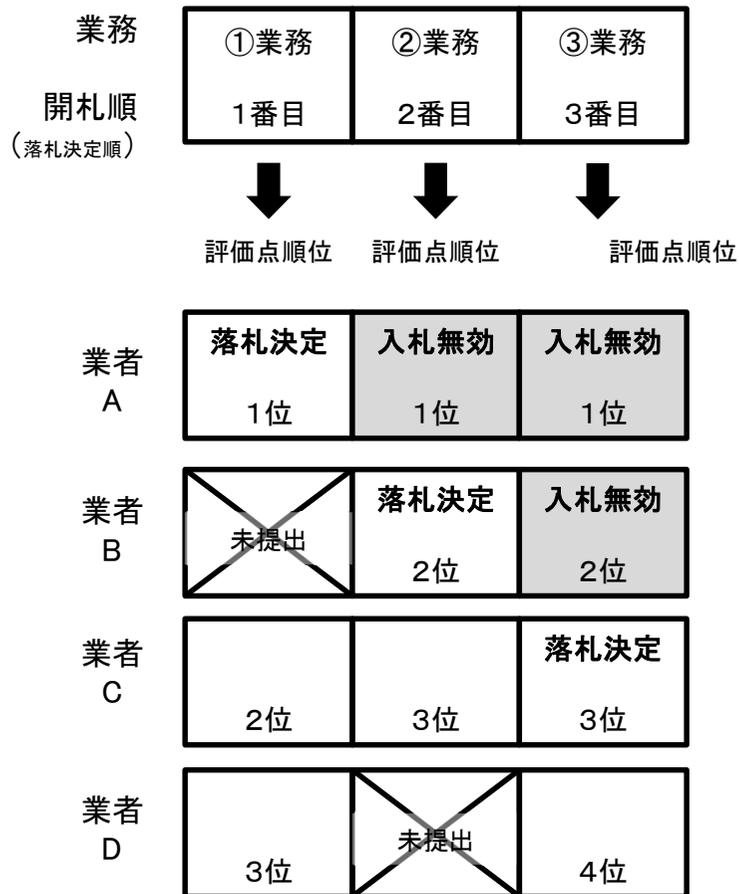
# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

## 業務の一括審査方式について【試行】

平成30年度～  
※令和6年度一部見直し

内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針又は技術提案のテーマ)を同一のものとする事ができる一括審査方式の試行を継続する。

### 【一括審査のイメージ】



※順位づけの後、評価値の最上位の者から落札決定する。  
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

### 【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ②業務の内容・目的が同種の業務
- ③技術評価等の項目や実施方針又は技術提案のテーマが同一の業務
- ④業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ⑤入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑥総合評価落札方式(1:1)、「簡易特別型」総合評価落札方式で発注する業務  
—(但し、発注方式(1:1と簡易特別型)の混在は認めない)  
※令和6年度よりプロポーザル方式での適用を追加

※一括審査方式を採用する場合は、事前に技術管理課にご相談ください。

### 【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。



# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

## 一般競争入札（業務能力評価型）について【試行】

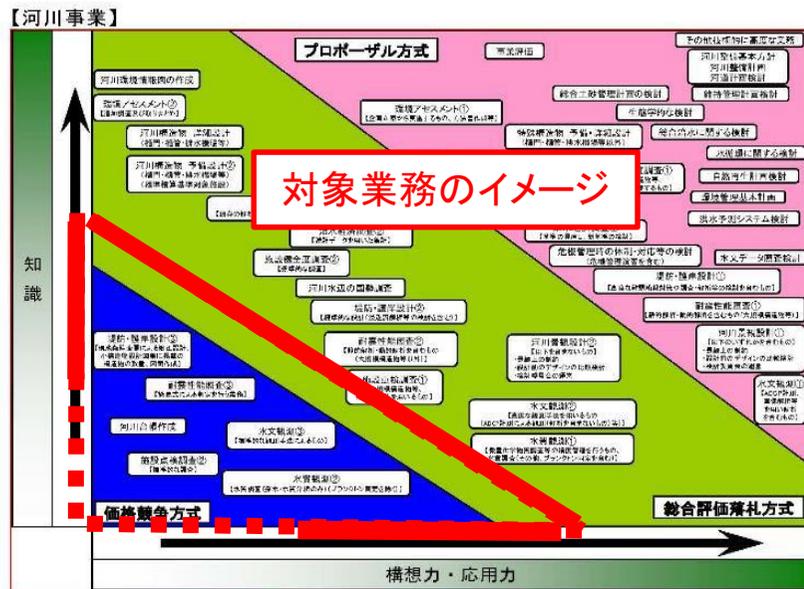
令和5年度～

### 業務能力評価型：R5新規試行

- ▶ 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- ▶ また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略する「総合評価方式（業務能力評価型）」を令和5年度より新たに試行

比較的技術的難易度が高くなく、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。

・同種の業務実績等を評価し技術提案書【実施方針】の提出・評価を省略することにより、発注者・企業双方の業務の簡素化を実現  
※予定価格2000万円以下の業務で試行

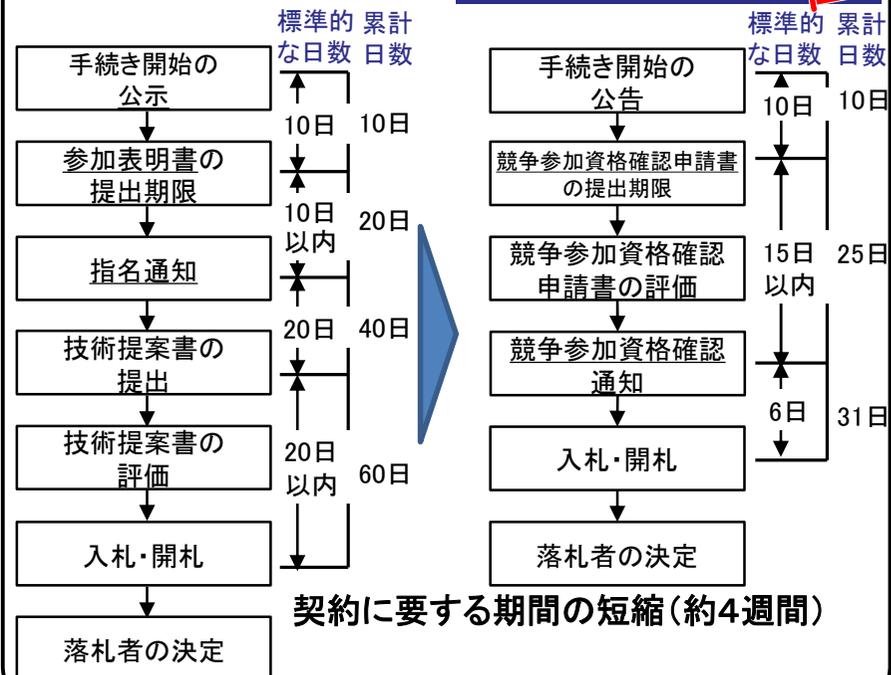


・地域要件(県内本店または県内+隣接県内本店)による企業の絞り込み  
※一般競争入札との併用による入札期間の大幅な短縮

・契約に要する期間の短縮(約4週間)により柔軟な工期設定

### 総合評価簡易型(1:1) (公募型・簡易公募型競争入札)

### 業務能力評価型総合評価 (一般競争入札方式) New



# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

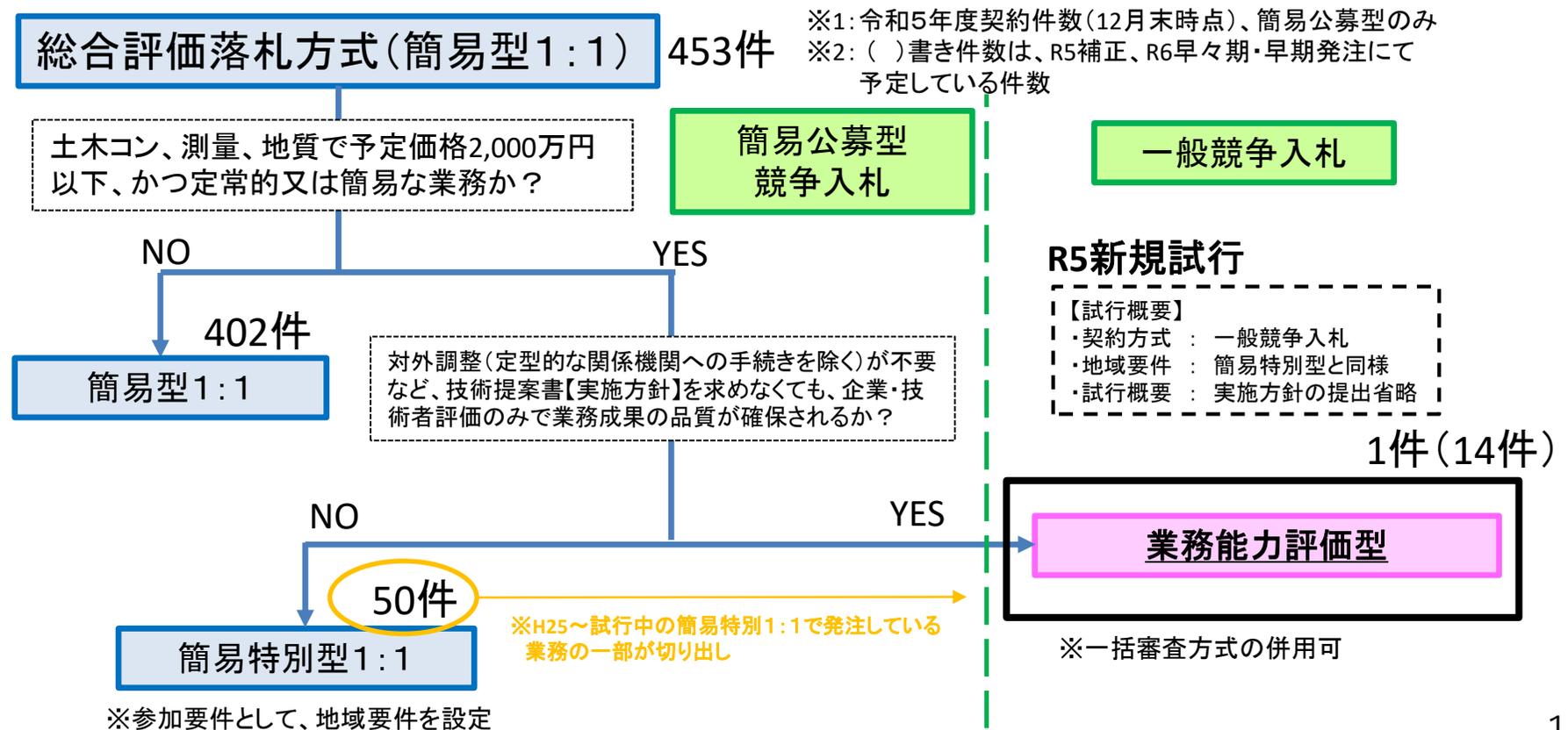
## 一般競争入札（業務能力評価型）について【試行】

令和5年度～

### 業務能力評価型：R5新規試行

- ▶ 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- ▶ また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略する「総合評価方式（業務能力評価型）」を令和5年度より新たに試行

### ■対象業務選定フロー



# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

## 予定技術者の手持ち業務量の緩和

令和2年度～  
※令和6年度一部見直し

- 管理（主任）技術者及び担当技術者の要件として、公告日時点で手持ち業務の契約金額5億円未満かつ10件未満としている。

### 【令和2年度～令和5年度試行】

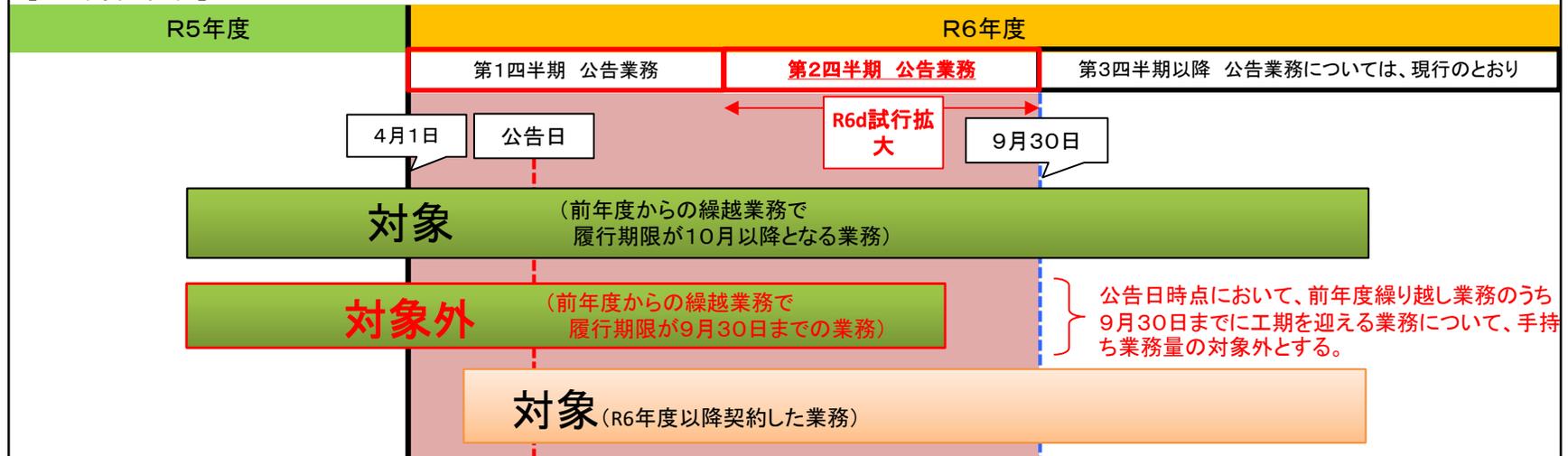
- 昨今、年度末工期の分散を図るため、積極的に繰越の活用を図ってきており、第1四半期に履行期限を迎える業務が増加傾向にある一方、年間でも第1四半期公告業務が多い状況。
- 3月末工期の履行期限の平準化を進めるため、次年度の第一四半期に繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする取組を試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。  
（通常、新規業務を第一四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施している）

### 【令和6年度試行案】

- 令和6年能登半島地震の発生により、災害復旧対応を優先するため業務の一時中止等の措置を実施したことにより、令和6年度の第一四半期に繰り越して完成を予定していた業務の完成が第二四半期に遅れる状況が発生する。
- 令和6年度は上記への対応として試行を拡大し、次年度の第二四半期までに繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする。  
（通常、新規業務を第一四半期、第二四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施する）

【手持ち業務量の対象】 公告日時点で、管理(主任)技術者等又は担当技術者となっている**全ての業務が対象**  
(契約金額が500万円未満の業務、照査技術者としての業務を除く)

### 【R6年度の試行】



# 令和6年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

## 実施方針の評価項目の見直し（総合評価（簡易型1：1））：R5変更

➤ 受発注者双方の技術提案の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式（簡易型1：1、簡易特別型1：1）を対象として実施方針の評価項目の見直しをする。

対象：総合評価落札方式(簡易型1:1)

【令和4年度まで】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15

【令和5年度から見直し】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	業務理解度	業務の目的、条件、内容をの理解度がした上で、的確な実施方針が示されているとともに、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。	40 15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15



集約

※文字の大きさは10ポイント以上、かつ15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載。（図表の使用可）

・業務の実施方針

・業務フロー (様式-14)

**実施フローの削除**

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	1月	2月	3月	4月	5月	

・その他

注1) 提出者（設計団体の構成員を含む）及び能力を定める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。  
注2) 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる数値に縮小可）

・業務の実施方針

・工程計画 (様式-14)

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	1月	2月	3月	4月	5月	

注1) 業務の実施方針、業務のフロー等、工程計画について簡潔に記載すること。  
注2) 提出者（設計団体の構成員を含む）及び能力を定める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。  
注3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。図表は読み取れる数値に縮小可。業務の実施方針は15行、かつ1行あたり5行以内とし、提案事項は3項目以内に限って記載する。  
注4) 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（15行）以内とする。（図表は読み取れる数値に縮小可）  
注5) 15行を超えて記載した技術提案は採点しない。